

氏名・(本籍地)	片桐 尚 (新潟県)
学位の種類	博士(史学)
学位記の番号	甲第71号
学位授与の日付	平成22年3月15日
学位論文題目	元代銓選制度の研究—吏員出身者を中心に—
論文審査委員	主査 川勝賢亮 副査 宮崎洋一 副査 浅井紀

片桐 尚氏 学位請求論文審査報告書

「元代銓選制度の研究—吏員出身者を中心に—」

論文の内容の要旨

本学位請求論文「元代銓選制度の研究—吏員出身者を中心に—」が元王朝の官僚制に着目した狙い、目的はそのような中国官僚制度史上のかかる元王朝の位置付けがまず第一にある。次には元朝官僚制度の内容理解、というより特質把握が第二の目的となろうが、それは論文内容の紹介を通じて以下に説明する。

序論では元以前の中国官僚制度史の概観を行う。中国の官僚が官と吏に二分され、宋代などでは前者は科挙による文人官僚であり、後者は現地採用の下級事務官である吏員であり、官と吏とは厳格に区分された。ところが元は当初科挙を施行せず、官僚は吏員からの昇進により供給された。著者はこの元代官制のあり方、特に吏制が非常に異質であることが解決すべき課題であるとする。そして元代官僚制を扱う上で、吏員出身者の位置付けの考察は、避けて通れない問題であるとする問題設定を行う。

第一章「元代の官吏任用手続き—解由制度を中心に—」では、吏員出身者の銓選を実際に運用するに当たっての基礎作業となる任用手続き、そのうちの「解由」なる文書の制度が果たした機能を中心に論じ、そうした制度手続きを復元することによって、元朝の人事管理システムの構造の一端を究明した。

第二章「省掾の昇進」では、本論の主題である吏員出身者の具体的な昇進経路の問題について検討を行い、まず元代吏員職の最高位である省掾出身者が入流（官吏人事資格・キャリアの獲得開始）の際に具体的にどのような官職に就任し、そこからいかなる昇進ルートを通っていったのかという面を考察の対象とした。

第三章「中書省・樞密院・御史台都事の遷転」では、元代における中央の三大機関である中書省・樞密院・御史台に置かれた「都事」なる官職に焦点を当て、それが人事行政上どのような位置を占めていたのか、またその地位は昇進コース上どのような意味を保持していたのかという点について、都事の職掌面の考察とも関連させて論ずる。

そして以上の各章の考察により、元朝の行政の「実務性」の重視を指摘した上で、諸制度が制度として精密である点を明らかにした。さらに高級官僚たるエリート養成の原理を示し、それが翰林官などの文章作成の文人的官職の場であるとし、次代の明代にも継承されるあり方であると理解し、そこに皇帝支配の究極の根源を見いだした。

なお、附表1「省掾就任者の出身・前職。出職先・就任年次一覧」は計146人のデータ、附表2「省掾出身者の履歴官職一覧」は127人のデータ、附表3「中書省・樞密院・御史台都事（経歴含）就任者の出身・前任・次任・就官年次・最高官職一覧」は141人のデータというこの時代の統計データとしては大量なもの。

審査結果の要旨

5000年に及ぶ中国文明の本質は漢字使用の文字文明であり、また広大な国土領域に城郭都市を配置し、それらを基盤とした官僚制度をもって国家王権を整備させたことは極めて容易に説明できる。それが前221年秦始皇帝による全国統一となり、全国は36郡県による中央集権制を採用した。秦漢両帝国による中国最初の古代統一帝国以降、中国史の流れは官僚制を基盤

とし、経済もまた制度政策と財政経済の規制が土台中核となっていた。以後、隋唐律令制、宋代文人官僚制・州県制の時期を経て、十一、十二世紀に北方周辺民族国家が中国に一大脅威を与え、これが軍事外交のみならず、財政・経済など国内政治行政一般に多大な困難を将来した。ために宋代官僚制は非常に困難な政治行政課題の解決を迫られ、官僚制度そのものも極めて複雑な構造となった。いわゆる元豊の官制改革や王安石の新法問題は未曾有の政治混乱を呼び、金の華北進入を見て、中国は南北に分断された。事態の解放、すなわち中国の再統一と官僚制度の立て直しを行ったのは十三世紀の元王朝であった。本学位請求論文は、以上の元王朝の官僚制をその官吏採用の方法の具体面について、元朝史の一大特色たる吏員出身者に特に注目して考察したのである。その史料対象はあくまで多くの事例を集め、元典章など根本史料にそくして広範に蒐集している。史料蒐集の量と質とがまずもって本論文の有する史学学術的価値と審査員一同皆な同感したところである。次に吏員出身者が元朝官僚制にとっていかなる位地を占めるかについての著者の見解は先行研究の網羅的悉皆調査を踏まえ、実にそれに新たな事例を付加した事例研究としての優秀さを示している。それは史学の王道を見せ、手堅い実証研究の修法はその研究論文の主張に極めて説得力を持たせている。それらの事例研究の諸データは今後、他の研究者を裨益すること多大なものがある。

本人は元王朝官僚制度を一つには唐宋律令制度的官僚制度との官吏任用方法である科挙との関連で考え、それがモンゴル民族の伝統との関連で修正され、むしろ行政施行の必要性からより具体的な行政、社会のニーズに応える行政需用の創設という新視点を打ち出し、そこに元朝官僚制度が吏員出身者を基本とする歴史的理由を発見した。さらに元以降の明清両王朝の継続的課題を提出した意味も大いに評価すべきである。

以上の研究成果、学位請求論文の内容に対して、平成22年正月25日15時より主査・副査全員により、内容に就いての疑義、特にその研究意義と次代以降の官僚制との関係などに関する質疑応答があったが、論文提出者はそのすべてに渡り明解に解答し、提出論文の高い水準と当人の学力の高さが示された。以上により学位請求論文は合格と判断した。

なお、外国語の能力は論文提出者の経歴と論文内容から判断し、十分なものと判断した。

終わりに論文提出者は大正大学総合仏教研究所におけるモンゴル仏教研究班においてモンゴル語文献の翻

訳に参加してモンゴル語に精通していることも付記しておく。